

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年7月 24 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**國民年金關係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900008号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1900003号

## 第1 結論

平成7年＊月から平成9年1月までの請求期間及び同年10月から平成13年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年＊月から平成9年1月まで  
② 平成9年10月から平成13年1月まで

請求期間①について、私は、国民年金の加入手続を行ったかどうか覚えていないが、数回は国民年金保険料を納付していた。

請求期間②について、私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったかどうか覚えていないが、平成11年9月に結婚（婚姻日：平成11年10月＊日）するまでは、数回は国民年金保険料を納付し、結婚後は、妻が毎月、A銀行（当時は、B銀行）C出張所で1万3,000円くらいの保険料を納付していた。

しかし、年金記録では、請求期間①が未納、請求期間②が未加入による未納となっており、納得できない。苗字について、「D<sub>1</sub>」のほかにも「D<sub>2</sub>」という字を使用していた可能性があるので、調査の上、請求期間①及び②を保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、数回は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続について記憶していない上、当該期間に係る保険料の具体的な納付時期、納付場所及び納付方法を覚えていないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

なお、請求者の国民年金の加入手続については、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対し、年金手帳を送付することにより、適用を行ったことを表す「手帳送付者」と記録されていることから、請求者は20歳になってすぐに加入手続を行わなかったため、年金手帳を送付することにより強制適用された者であることが確認でき、その時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号が付与された20歳到達者の資格記録から、平成8年1月頃と推認される。

また、請求者が結婚前に居住していたE市から提出された請求者の請求期間①に係る国民年金保険料納付状況一覧リスト及び納付記録情報によると、当該期間の国民年金保険料は未納となつておらず、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者は苗字について、「D<sub>1</sub>」のほかにも「D<sub>2</sub>」という字を使用していた可能性がある旨陳述しているところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査において、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②のうち、平成11年9月に結婚するまでの期間について、請求者は、数回は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は、請求期間②の直前まで勤務していた会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったか否か思い出せない旨陳述している上、保険料の具体的な納付時期、納付場所及び納付方法を覚えていないことから、国民年金への切替手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が結婚前に居住していたE市は、請求者に係る国民年金に関する届出の受付状況等を確認できる資料を保管しているが、平成9年10月1日の加入届の受付は確認できないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者が請求期間②において国民年金に再加入した記録は確認できない上、当該期間の直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成9年10月1日）を「勧奨事象発生年月日」として、「未加入期間国年適用勧奨」の対象とされ、平成14年2月20日に勧奨関連対象者一覧が作成されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続が行われていなかつたものと考えられ、請求期間②のうち、平成11年9月に結婚するまでの期間については、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料の納付書が発行されることではなく、請求者が、当該期間の保険料を納付することはできない。

請求期間②のうち、平成11年9月の結婚後の期間について、請求者は、その妻が毎月、A銀行（当時は、B銀行）C出張所で1万3,000円くらいの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同出張所は、保存期限満了により廃棄したため、請求者に係る保険料の領収等を確認できる資料は保管していないと回答している上、請求者が結婚後居住していたとするF市も、保存年限満了により廃棄したため、請求者に係る保険料の納付状況等を確認できる資料は保管していないと回答している。

また、前述のとおり、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続を行っていなかつたものと考えられ、結婚後においても、国民年金に未加入であることから、その妻が請求者の平成11年9月以降の国民年金保険料を納付することはできない。

上記のほか、請求期間②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づく国民年金保険料の収納事務に係る電算化が図られていた状況下において、当該期間における記録管理の不備が生じる可能性は低いものと考えられる。

- 3 このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等) はなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。